

中国案例百選

<第2回>

ファクシミリによる契約が書面契約として有効であると 判断された事例

村上幸隆*

I 中国国際経済貿易仲裁委員会深圳分会

裁決事例・裁決日不明

(出典「中國國際經濟貿易仲裁案例分析
第1巻・國際貿易争議」案例1)

1 事案の概要

1991年12月31日、申請人（X・買主）と被申請人（Y・売主）は、クエン酸の売買契約をファクシミリにより成立させ、積出期限は1992年3月末と定めた。その後、Yは商品価格上昇により売買価格値上げを要望し、1992年1月13日、備忘録を締結して価格を変更した。備忘録は契約の一部として契約と同様の法律上の効力を有することが明記された。さらにその後、Yは、1992年2月19日にファックスで売買価格の再値上げを要求したが、Xはファックスで拒否した。積出期限が経過したがYは貨物を積み出さなかった。そこでXは、1992年5月22日に、深圳分会に損害賠償を求めて仲裁申請をなした。

Yは、本件契約は、契約締結時にファクシミリの方式によりなしたものであり、中国涉外経済契約法および国際動産売買契約に関する国際連合条約（国連動産売買条約）により無効な契約であると主張した。

2 仲裁廷の意見

契約の成立について、当事者双方は書面契約の署名・捺印を認めており、ファクシミリは署名・捺印された書面契約それ自体だけでなく、相手方へ通知する方式であるとして肯定し、Yの賠償義務を認めた。

II コメント

1 本仲裁事例の意義は、ファクシミリの方式によりなされた契約は中国涉外経済契約法7条に定める「書面」による契約として有効な契約といえるか、という点についてこれを肯定した点にある。

否定説の論拠は、本仲裁事例におけるYの主張に代表されるように、①同条には通信手段においては書簡、電報、テレックスとあるだけでファクシミリについては定めがない（反対解釈）という点と、②ファクシミリは、複写技術により偽造されやすく、信頼性がない（実質的理由）という点である。

しかし、①の点については、法制定当時（1985年）ファクシミリは世界的にもそれほど普及しておらず、とくに中国においてはきわめて珍しかったため立法者がその利用を想定しなかったものと考えられ、ファクシミリをあえて排除したものとは考えられない。したがって、①の論議だけでは否定説を根拠づけることはできない。

②の点は、次のようなファクシミリ特有の点に基づいているものと思われる。A、B間の取引でAが最初に売買契約の内容を書面にして、自己の氏名を署名、捺印しBにファクシミリ送信する。次にBがAからファクシミリ送信された書面上に氏名を署名、捺印してファクシミリ送信したとする。以上の結果、Aの手元には売買契約内容の条項を除くと、< Aの署名（原本）捺印（朱色で原本）> 1通、< Aの署名（写し）・捺印（黒色で写し）、Bの署名（写

*むらかみ ゆきたか、弁護士・現代アジア法研究会会員

し)・捺印(黒色で写し)>1通、Bの手元には<Aの署名(写し)・捺印(黒色で写し)、Bの署名(原本)・捺印(朱色で原本)>1通がそれぞれ存在することになる。こうしたファクシミリ特有の点から偽造のおそれが大きく、信頼性がないという点である。

しかし、通常の書面契約の形態で双方が署名・捺印したものと比較して、偽造のおそれの程度にそれほどの差があるようには思えない。偽造は鑑定およびその他の証拠調べにより判断できるものであり、それは通常の文書と比べて大差ないと思われる。契約に対する規範意識の強化や契約に対する管理機能という点では、何ら異なるところはない。

ファクシミリは電報、テレックス等と比べても直接性、明瞭性および速達性の点で優れています。経済活動において大量に使用され、貿易においては、ファクシミリで契約を締結するのはすでに日常茶飯事である。ファクシミリで締結された契約およびファクシミリ文書は、すでに契約書面の証拠として普遍的に受け入れられている状況にあり、こうしたファクシミリの利点、その利用されている現実的状況からすると、仲裁廷の判断は妥当であると考えられる。

2 ファクシミリが中国法で書面契約として認められることは、近年立法上も認められるようになっている。1995年10月1日に施行された担保法においては、留置権を除く約定担保権契約についてすべて書面による契約が必要であるが(13条等)、この場合の書面について、ファクシミリによるものでも良いと規定されている(93条)。これは、明文で規定した最初の立法例である。興味深いのは、この条文には電報およびテレックスが例示されていないことである。涉外経済契約法が採択されたのが1985年であり、そこには通信手段として書簡、電報、テレックスが規定されてあったのに対し、1995年に採択された担保法については、電報、テレックスの代わりにファクシミリが規定されているのである。

り、その間の通信手段の発展、変化を如実に表している。書面にファクシミリが含まれることは、担保法がファクシミリによる書面契約を認めたことによって決定的になったといえる。したがって実務上は、原則としてファクシミリは書面契約に含まれると判断してよい。

3 本仲裁事例におけるその他の問題点

本事例の事実関係にはまったく記載されていないが、そもそも中国法(涉外経済契約法)を適用するのかどうかという準拠法の問題がある。準拠法については、第1に当事者の指定により行い、指定がない場合にはもっとも密接な関係を有する法律を適用する(同法5条)。この一般論自体については日本法においても異論がないと思われる。本事例については、準拠法に関して争われた形跡がまったくなく、当事者間では中国法によることが合意されていたのではないかと思われる。

本仲裁事例の場合には、あらかじめ作成されたフォームにY(中国側)が書き込んでファクシミリ送信しているのであり、このような場合にはあらかじめ準拠法についての定めが不動文字で印刷されている場合がある。実務上は、準拠法について中国法を避けたい場合には注意すべき点である。

III 結 論

中国において書面契約にはファクシミリによるものを含むというのは、担保性の制定により、ほぼ確定的になったといってよいと思われる。しかし例外として、合弁契約や合作契約のように国家の認可のかかるもの等についてはファクシミリ(のみならず通信手段によるもの全般)は認められない場合があるということになると思われる。

なお、この場合のファクシミリについても最近は少なくなってきたが感熱紙によるものは経年劣化により文字が消滅するので注意すべきである。